

○田野畑村移住お試し住宅事業実施要綱

(令和7年3月14日田野畑村告示第19号)

(趣旨)

第1条 この要領は、田野畑村営住宅条例（平成27年田野畑村条例第14号。以下「条例」という。）及び行政財産の使用の許可に関する規則（平成2年田野畑村規則第3号。以下「行政財産使用許可規則」という。）の規定に基づき、田野畑村移住お試し住宅事業による村営住宅等の一時使用の許可等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 村営住宅等 条例第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第2号に規定する共同施設をいう。
- (2) 田野畑村移住お試し住宅事業 村営住宅等を有効活用し、本村への移住定住の促進を図るため、村外から本村へ移住定住を希望する者に対して村営住宅等の一時使用の許可等を行う事業をいう。
- (3) 子育て世帯 子育て中の世帯で子ども（使用許可された年度の年度末時点において18歳以下かつ就業していない者をいう。以下同じ。）1人以上と同居している世帯をいう。
- (4) 若年夫婦世帯 田野畑村移住お試し住宅事業による村営住宅等の使用期間中、子を産み育てる予定のある夫婦世帯をいう。
- (5) 一般世帯 子育て世帯及び若年夫婦世帯以外の世帯をいう。
- (6) 使用者 第7条第1項の規定による審査の結果、一時使用の許可を得た者をいう。
- (7) 使用者等 使用者及び同居者をいう。

(使用料及び対象住宅)

第3条 村営住宅等の一時使用にかかる使用料は、月額20,000円とする。

2 一時使用の対象となる住宅は、別に定める。

(一時使用できる者が備えるべき要件)

第4条 村営住宅等の一時使用をすることができる者は、次の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 子育て世帯、若年夫婦世帯及び一般世帯の共通要件
  - ア 村外から村内へ移住を希望しているものであること。
  - イ SNS等において、村内での生活の様子や魅力を外部に発信すること。
  - ウ 使用者等が田野畑村暴力団排除条例（平成25年田野畑村条例第4号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

エ 使用者が高等学校等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、中等教育学校、高等専門学校（1 年限から 3 年限までに限る。）、専修学校高等課程及び特別支援学校等）に在籍していないこと。

オ 1 か月以上の使用を希望していること。

(2) 子育て世帯の該当要件

ア 申請日時点で申請者の年齢が 18 歳以上 39 歳以下であること。

イ 子育て中の世帯で子ども 1 人以上と同居している世帯であること。

(3) 若年夫婦世帯の該当要件

ア 申請日時点で夫婦いずれかの年齢が 39 歳以下であること。

イ 田野畑村移住お試し住宅事業による村営住宅等の使用期間中、子を産み育てる予定のある夫婦世帯であること。

(4) 一般世帯の該当要件

ア 申請日時点で申請者の年齢が 18 歳以上 59 歳以下であること。

(一時使用許可の申請)

第 5 条 村営住宅等の一時使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可規則第 2 条により、次に掲げる書類を添えて行政財産使用許可申請書を村長に提出するものとする。

(1) 誓約書

(2) 使用者等名簿

(3) 使用者等全員分の住民票の写しの原本

(4) 緊急連絡人（変更）届

(5) 緊急連絡人確認資料

(6) 個人情報第三者への提供に係る同意書

(7) 田野畑村移住お試し住宅事業移住計画書

(8) 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(使用者等の人数の制限)

第 6 条 使用者等の人数は、岩手県住宅マスタープラン（岩手県住生活基本計画）別紙 4 の最低居住面積水準を満たすものとする。

(一時使用の許可)

第 7 条 村長は、第 5 条の規定により申請書を受け付けた場合は、第 4 条に定める村営住宅等の一時使用の要件について審査し、適当と認めた者に対して村営住宅等の一時使用を許可する。

2 村営住宅等を一時使用許可する条件は、行政財産使用許可規則第 3 条第 2 項各号に定める事項による。

3 村長は、使用者に対して、行政財産使用許可規則第3条により行政財産使用許可指令書を交付するものとする。なお、必要に応じて別途条件を付して交付することができる。

(一時使用の不許可)

第8条 村長は、審査の結果、使用を許可しない者に対して、行政財産使用許可規則第4条により行政財産使用不許可指令書を交付するものとする。

(一時使用の期間)

第9条 村営住宅等の一時使用の期間は、1年以内とする。

(一時使用の更新)

第10条 前条に定める村営住宅等の一時使用の期間は、子育て世帯及び若年夫婦世帯並びに一般世帯の者で村内に定住する計画のある者に限り、更新することができる。なお、申請は第5条の規定を準用するものとする。

2 更新は、若年夫婦世帯及び一般世帯の者で村内に定住する計画のある者については通算3年まで、子育て世帯及び若年夫婦世帯の者で、一時使用期間中に子が出生した場合は通算6年まで(ただし、全ての子が就業するまで又は末子の年齢が18歳に達する年度末までとする。)とする。一般世帯の者で村内に定住する計画のある者は、田野畑村移住お試し住宅事業移住計画書を提出しなければならない。

3 村長は、第1項による申請を受けた場合は、第7条の規定を準用し、第4条に定める村営住宅等の一時使用の要件及び第6条に定める使用者等の人数について審査し、適当と認めたものに対して使用を許可するものとする。ただし、第4条に定める申請者の年齢要件については、継続して更新しようとする最初の第5条による申請時点において該当していればよいものとする。

(緊急連絡人の変更等)

第11条 使用者は、緊急連絡人を変更しようとするとき又は、緊急連絡人の氏名、住所及び電話番号又は電子メールアドレスに変更があったときは、緊急連絡人変更届(様式第3号)に必要書類を添えて村長に提出しなければならない。

(使用料の徴収)

第12条 使用料は、条例に準じて徴収する。

(準用)

第13条 条例第35条から第41条、田野畑村営住宅条例施行規則(平成27年田野畑村規則第4号)第10条、第11条、第18条及び第22条の規定については、これを準用する。この場合において、「入居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(使用の許可の取消等)

第14条 村長は、使用の許可をした村営住宅等を公用若しくは公共用に供するため必要があるとき、使用者等に行政財産使用許可規則第3条第2項第2号から第9号までに

違反する行為があると認めるとき及び使用者が次の各号に該当するときは、行政財産の使用の許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を2月分以上滞納したとき。
- (3) 正当な事由によらないで15日以上村営住宅等を使用しないとき。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

[別紙参照]

様式第2号（第5条関係）

[別紙参照]

様式第3号（第5条関係）

[別紙参照]

様式第4号（第5条関係）

[別紙参照]

様式第5号（第5条関係）

[別紙参照]